

教育旅行送迎用バス借上費用
助成金交付要綱

神戸空港利用推進協議会

教育旅行送迎用バス借上費用助成金交付要綱

(目的)

第1条 神戸空港を利用して教育旅行を実施する学校が、神戸空港まで生徒等を送迎するためにバスを借り上げた場合に、神戸空港利用推進協議会（以下、「協議会」という。）が当該費用の一部を助成することにより、神戸空港における教育旅行の誘致促進に寄与することを目的とする。

2 前項で定める助成金の名称は、「教育旅行送迎用バス借上費用助成金（以下、「助成金」という。）とする。」

(交付対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、第3条に規定する旅行商品を造成する旅行会社（関係法令に適合する資格を有する法人又は団体。以下「旅行商品造成者」という。）とする。

(交付対象教育旅行)

第3条 助成金の交付対象となる教育旅行は、次の各号を全て満たさなければならない。

- (1) 文部科学省の学習指導要領に規定する学校行事として実施すること。
- (2) 神戸空港まで生徒等を送迎するために使用する貸切バス等を借り上げ利用すること。

(助成金の交付額)

第4条 助成金の交付額は、前条第2号で定める貸切バス等の借上費用として、片道につき1台20,000円を上限とする。ただし、次の各号に掲げる要件を満たすものについては、その金額を加算したものを上限とする。

- (1) 利用する学校等が兵庫県内であるもの（神戸市内であるものを除く。）
片道につき1台5,000円
- (2) 利用する学校等が兵庫県外であるもの 片道につき1台10,000円

(助成金の交付申請手続)

第5条 助成金の交付を申請しようとする旅行商品造成者（以下、「申請者」という。）は、催行1週間前までに交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて協議会に提出しなければならない。

- (1) 対象旅行商品の行程表
- (2) 旅行代金見積書
- (3) 旅行代金内訳書
- (4) 担当者の社員証または名刺等の写し
- (5) その他協議会が必要と認める書類

2 前項の交付申請手続きにおいては、他の助成制度との併用を妨げない。

(交付決定)

第6条 協議会は、前条の交付申請に係る書類を審査し、適当と認めた場合は、交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。ただし、協議会は、必要に応じて当該助成金を交付するための条件を付加することができる。

(変更及び中止)

第7条 前項の交付決定の内容に変更が生じた場合は、申請者は速やかに交付変更・中止申請書(様式第1-2号)を協議会に提出しなければならない。

2 協議会は当該書類を審査のうえ、適当と認めた場合は、交付決定変更・取消通知書(様式第2-2号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告及び助成金の請求)

第8条 前条に定める交付決定又は交付変更決定を受けた申請者は、当該教育旅行実施後、速やかに次の各号に掲げるバスの借上実績が判別できる書類を添えて実績報告書兼助成金請求書(様式第3号)を協議会に提出しなければならない。

- (1) 最終行程表
- (2) 実績旅行代金内訳書
- (3) 担当者の社員証または名刺等の写し

(助成金の支払い)

第9条 協議会は、前条の実績報告書及び請求書の内容を審査し、適当と認めた場合は、速やかに申請者に助成金を支払うものとする。

(助成金の交付決定の取消等)

第10条 協議会は、申請者が虚偽の交付申請を行ったことが判明したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、助成金の交付額の確定があった後においても適用されるものとする。

3 協議会は、第1項による取消しをしたときは、速やかに、交付決定変更・取消通知書(様式第4号)により申請者に通知する。

4 協議会は、助成金の交付を取り消した場合において、既に助成金を交付しているときは、期限を定めて助成金を返還させるものとする。

(事業の終了)

第11条 助成金の交付額が当該年度の予算額に達した場合は、その時点でこの事業を終了する。

(手続きの電子化)

第12条 申請者は、第5条、第7条第1項、第8条に定める書類を協議会に電子媒体(PDF)にて提出することができる。

2 協議会は第6条、第7条第2項、第10条第3項に定める書類を電子媒体(PDF)にて通知することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、協議会が別に定める。

附則

本要綱は平成27年4月1日から施行する。

附則

本要綱は平成27年7月1日から施行する。

附則

本要綱は平成28年4月1日から施行する。

附則

本要綱は令和2年7月8日から施行する。

附則

本要綱は令和3年4月1日から施行する。